

投資法の施行細則「政令 No.108/2006/ND-CP」

投資法の一部条項の施行細則「政令 No.108/2006/ND-CP」は、2005年投資法に基づき、事業を目的とした投資活動、投資家の権利・義務、投資家の法的権利・利益の保障、投資の奨励・優遇措置、ベトナムでの投資に係わる国家管理に関する細則を規定。

第1章：総則

第2章：投資形態

第3章：投資家の権利・義務

第4章：投資優遇分野・投資優遇地域、投資支援

第1節：投資優遇

第2節：投資支援

第5章：直接投資に係わる手続

第1節：当局

第2節：投資証明書

第3節：投資案件の修正

第4節：外国投資案件に対する追加的な規則

第5節：投資・事業に対する国家資金の使用手続に関する規定

第6章：投資案件の施行開始、事業の組織に関する規則

第7章：投資に係わる国家管理

第8章：附則

